

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

発令　　：平成28年5月2日号外国土交通省告示第723号

最終改正：令和7年1月29日号外国土交通省告示第53号

改正内容：令和7年1月29日号外国土交通省告示第53号[令和7年7月1日]

○防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

〔平成二十八年五月二日号外国土交通省告示第七百二十三号〕

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、防火設備について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 施行規則第六条第一項の国土交通大臣が定める検査の項目並びに施行規則第六条の二第一項及び第二項の国土交通大臣が定める点検の項目のうち、防火設備に係るものは、別表第一(い)欄に掲げる検査項目のうち(一)から(五)まで（常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）に係るものに限る。）とする。

第二 施行規則第六条第二項の検査及び施行規則第六条の二第一項の点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準のうち、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン及びドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第四第二号に掲げる建築物にあっては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百十二条第十一項に規定する防火区画を構成するものに限る。）に係るものは、次の各号に掲げる防火設備の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 防火扉 別表第一(い)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項（法第十二条第四項の規定による点検を要する防火扉にあっては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

二 防火シャッター 別表第二(い)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項

（法第十二条第四項の規定による点検を要する防火シャッターにあつては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

三 耐火クロススクリーン 別表第三(い)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項（法第十二条第四項の規定による点検を要する耐火クロススクリーンにあつては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

四 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。） 別表第四(い)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項（法第十二条第四項の規定による点検を要するドレンチャー等にあつては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定すること。

- 2 特定行政庁は、前項に規定する定期検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要なものを付加することができる。
- 3 法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた防火設備に係る定期検査等については、当該認定に当たって検査又は点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準（以下この項において「認定検査項目等」という。）が定められている場合においては、前三項の規定にかかわらず、当該認定検査項目等によるものとする。

第三 施行規則第六条第三項の国土交通大臣が定める検査結果表のうち、防火設備に係るものは、次の各号に掲げる防火設備の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 防火扉 別記第一号
- 二 防火シャッター 別記第二号
- 三 耐火クロススクリーン 別記第三号
- 四 ドレンチャー等 別記第四号

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則〔令和元年六月二一日国土交通省告示第二〇〇号〕

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律〔平成三〇年六月法律第六七号〕の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

附 則〔令和二年四月一日国土交通省告示第五〇八号〕

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令〔令和元年一二月政令第一八一号〕の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則〔令和五年三月二〇日国土交通省告示第二〇七号抄〕

(施行期日)

- 1 この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令〔令和五年二月政令第三四号〕の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則〔令和六年六月二八日国土交通省告示第九七四号〕

この告示は、令和七年七月一日から施行する。

附 則〔令和七年一月二九日国土交通省告示第五三号〕

この告示は、令和七年七月一日から施行する。

別表第一

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(一)	防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(二)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(三)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
(四)	常時閉鎖した状態にある防火扉 (以下「常閉防火扉」という。)	固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(五)	人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号又は第二号イの規定に適合しないこと。

				閉鎖力を測定する。 ただし、各階の主要な常閉防火扉について、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	
(六)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)(i)及び(i)に掲げる場所に設けていないこと。
(七)			感知の状況	(十七)の項又は(十八)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。 ただし、前回の検査以降に同等の方法	適正な時間内に感知しないこと。

				で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。	
(八)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視等により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(九)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視等により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(十)			結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(十一)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子等に緊結されていないこと。
(十二)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(十三)			連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。
(十四)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。

(十五)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(十六)		再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。
(十七)	総合的な作動の状況	防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉（常閉防火扉及び(十八)の項の点検が行われるものを除く。以下この(十七)の項において同じ。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
(十八)		防火区画（令第百十二条第十一項から第十三項までの規	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙	防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が

		定による区画に限る。)の形成の状況	複合式感知器を作動させ、複数の防火扉(常閉防火扉を除く。以下この(十八)の項において同じ。)の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。
平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第二の規定により特定行政庁が各階の主要な常閉防火扉に係る(一)から(五)までの項目、方法及び結果の判定基準(以下この表において「項目等」という。)に相当する項目等を付加した場合にあっては、各階の主要な常閉防火扉(同告示第二後段の規定により特定行政庁が建築物を指定した場合にあっては、当該建築物に設けるものに限る。)については、(一)から(五)までの項目に係る定期検査等を行うことを要しない。				

別表第二

	(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(一)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により防火シャッターの閉鎖に支障があること。
(二)		駆動装置((二)の項から(四)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(三)			スプロケットの設置の状況	目視等により確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。
(四)			軸受け部のブラケット、ベアリング及	目視等、聴診又は触診により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異

		びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況		常な振動があること。
(五)		ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(六)	カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視等により確認する。	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。
(七)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視等又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
(八)	ケース	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	ケースに外れがあること。
(九)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
(十)	危害防止装置 (人の通行の用	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視等により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。

	に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。)			
(十一)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(十二)		危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。
(十三)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視等により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。
(十四)		作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下するこ	運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。

				とを確認する。	
(十五)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)(i)及び(i)に掲げる場所に設けていないこと。
(十六)			感知の状況	(二十六)の項又は(二十七)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
(十七)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視等により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固

				定されていること、 変形、損傷若しくは 著しい腐食がある こと又は油脂、埃、 塗料等の付着があ ること。
(十八)	連動制御器	スイッチ類及び表 示灯の状況	目視等により確認 する。	スイッチ類に破損 があること又は表 示灯が点灯しない こと。
(十九)		結線接続の状況	目視等又は触診に より確認する。	断線、端子の緩み、 脱落又は損傷等が あること。
(二十)		接地の状況	回路計、ドライバー 等により確認する。	接地線が接地端子 に緊結されていない こと。
(二十一)		予備電源への切り 替えの状況	常用電源を遮断し、 作動の状況を確認 する。	自動的に予備電源 に切り替わらない こと。
(二十二)	連動機構用予備 電源	劣化及び損傷の状 況	目視等により確認 する。	変形、損傷又は著し い腐食があること。
(二十三)		容量の状況	予備電源試験スイ ッチ等を操作し、目 視等により確認す る。	容量が不足してい ること。
(二十四)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視等又は触診に より確認する。	取付けが堅固でな いこと又は変形、損 傷若しくは著しい 腐食があること。
(二十五)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視等により確認 するとともに、必要 に応じて鋼製巻尺	速やかに作動させ ることができる位 置に設置されてい

				等により測定する。	ないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(二十六)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター（(二十七)の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	
(二十七)		防火区画（令第百十二条第十一項から第十三項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成さ	

			の形成の状況を確認する。	れないこと。
--	--	--	--------------	--------

別表第三

	(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(一)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により耐火クロススクリーンの閉鎖又は作動に支障があること。
(二)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異音があること若しくは歯飛びしていること、又はたれみ若しくは固着があること。
(三)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(四)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視等又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
(五)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	ケースに外れがあること。
(六)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若し

				くは脱落があること。
(七)	危害防止装置 (人の通行の用に供する部分に設ける耐火クロススクリーンに係るものに限る。)	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視等により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
(八)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(九)		危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。
(十)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視等により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。
(十一)		作動の状況	イ 巻取り式耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部	運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。

				の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。	
				ロ バランス式耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが十ジュールを超えること又は閉鎖力が百五十ニュートンを超えること。
(十二)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭

					和四十八年建設省 告示第二千五百六 十三号第一第二号 ニ(2)(i)及び(i i)に掲げる場所に 設けていないこと。
(十三)			感知の状況	(二十二)の項又は (二十三)の項の点 検が行われるもの 以外のものを対象 として、加煙試験 器、加熱試験器等に より感知の状況を 確認する。ただし、 前回の検査以降に 同等の方法で実施 した検査の記録が ある場合にあつて は、当該記録により 確認することで足 りる。	適正な時間内に感 知しないこと。
(十四)		連動制御器	スイッチ類及び表 示灯の状況	目視等により確認 する。	スイッチ類に破損 があること又は表 示灯が点灯しない こと。
(十五)			結線接続の状況	目視等又は触診に より確認する。	断線、端子の緩み、 脱落又は損傷等が あること。
(十六)			接地の状況	回路計、ドライバー 等により確認する。	接地線が接地端子 に緊結されていない こと。
(十七)			予備電源への切り 替えの状況	常用電源を遮断し、 作動の状況を確認	自動的に予備電源 に切り替わらない

			する。	こと。	
(十八)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(十九)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。
(二十)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(二十一)		手動閉鎖装置	設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(二十二)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン((二十三)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン((二十三)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。

			一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	
(二十三)		防火区画（令第百十二条第十一項から第十三項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。

別表第四

	(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(一)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等によりドレンチャー等の作動に支障があること。
(二)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視等により確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。
(三)		開閉弁	開閉弁の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(四)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。	排水が正常に行われないこと。

			イ 放水区域に放水することができ る場合には、放水し、排水の状況を目視等により確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合には、放水せず、排水口のつまり等を目視等により確認する。	
(五)	水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視等により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。
(六)		給水装置の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(七)	加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視等又は作動の状況により確認する。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。
(八)		結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(九)		接地の状況	回路計、ドライバー	接地線が接地端子

				等により確認する。	に緊結されていないこと。
(十)			ポンプ及び電動機 の状況	目視等又は触診により確認する。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要量ないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。
(十一)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(十二)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(十三)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。
(十四)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	目視等又は作動の状況により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。
(十五)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器（火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。）	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ（２）に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭

					和四十八年建設省 告示第二千五百六 十三号第一第二号 ニ(2)(i)及び(i i)に掲げる場所に 設けていないこと。
(十六)			感知の状況	(二十五)の項又は (二十六)の項の点 検が行われるもの 以外のものを対象 として、加煙試験 器、加熱試験器等に より感知の状況を 確認する。ただし、 前回の検査以降に 同等の方法で実施 した検査の記録が ある場合にあつて は、当該記録により 確認することで足 りる。	適正な時間内に感 知しないこと。
(十七)		連動制御器	スイッチ類及び表 示灯の状況	目視等により確認 する。	スイッチ類に破損 があること又は表 示灯が点灯しない こと。
(十八)			結線接続の状況	目視等又は触診に より確認する。	断線、端子の緩み、 脱落又は損傷等が あること。
(十九)			接地の状況	回路計、ドライバー 等により確認する。	接地線が接地端子 に緊結されていない こと。
(二十)			予備電源への切り 替えの状況	常用電源を遮断し、 作動の状況を確認	自動的に予備電源 に切り替わらない

			する。	こと。
(二十一)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。 変形、損傷又は著しい腐食があること。
(二十二)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視等により確認する。 容量が不足していること。
(二十三)		自動作動装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。 取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(二十四)		手動作動装置	設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(二十五)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等（(二十六)の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。

			て、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができるときにあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法	
(二十六)		防火区画(令第百十二条第十一項から第十三項までの規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、(二十五)の項(は)欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

別記第一号（A4）

検査結果表
(防火扉)

当該検査に関与 した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	防火扉	閉鎖の障害となる物品の放置並び に照明器具及び懸垂物等の状況				
(2)		扉の取付けの状況				
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の 状況				
(4)		常閉防火扉	固定の状況			
(5)		人の通行の用に供 する部分に設ける 防火扉	作動の状況			
(6)	連動機 構	煙感知器、熱煙複 合式感知器及び熱 感知器	設置位置			
(7)			感知の状況			
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(9)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(10)			結線接続の状況			
(11)			接地の状況			
(12)			予備電源への切り替えの状況			
(13)		連動機構用予備電 源	劣化及び損傷の状況			
(14)			容量の状況			
(15)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(16)			再ロック防止機構の作動の状況			
(17)	総合的な作動の状況	防火扉（常閉防火扉を除く。）の 閉鎖の状況				
(18)		防火区画の形成の状況				

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善（予 定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

別記第二号（A 4）

検査結果表
(防火シャッター)

当該検査に 関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目	検査事項	指摘 なし	検査結果		担当 検査者 番号
				要是正	既 存 不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況			
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
(3)			スプロケットの設置の状況※			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)			ケース	劣化及び損傷の状況		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)		危害防止装置 (人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)			作動の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)			感知の状況			
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)			結線接続の状況			
(20)			接地の状況			
(21)			予備電源への切り替えの状況			
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(23)			容量の状況			
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの開鎖の状況				
(27)		防火区画の形成の状況				
上記以外の検査項目						
特記事項						
番号	検査項目	指摘の具体的内容等			改善（予定）年月	

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- ⑪ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあって特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑭ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

別記第三号（A4）

検査結果表
(耐火クロススクリーン)

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正		
				既 存 不適格		
(1)	耐火ク ロスス クリー ン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並び に照明器具及び懸垂物等の状況			
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の 状況			
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損 傷の状況			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定 の状況			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(6)		まぐさ及びガイド レール	劣化及び損傷の状況			
(7)		危害防止装置 (人の通行の用に 供する部分に設け る耐火クロススク リーンに係るもの に限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状 況			
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及 び損傷の状況			
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の 状況			
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに 作動の状況			
(11)			作動の状況			
(12)	連動機 構	煙感知器、熱煙複 合式感知器及び熱 感知器	設置位置			
(13)			感知の状況			
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(15)			結線接続の状況			
(16)			接地の状況			
(17)			予備電源への切り替えの状況			
(18)		連動機構用予備電 源	劣化及び損傷の状況			
(19)			容量の状況			
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状 況				
(23)		防火区画の形成の状況				
上記以外の検査項目						
特記事項						
番号	検査項目	指摘の具体的内容等			改善（予 定）年月	

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は記入不要です。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

別記第四号（A4）

検査結果表
（ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備）

当該検査に関与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況				
(2)		散水ヘッド				
(3)		開閉弁				
(4)		排水設備				
(5)		水源				
(6)						
(7)		加圧送水装置				
(8)						
(9)						
(10)						
(11)						
(12)						
(13)						
(14)						
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器				
(16)						
(17)		連動制御器				
(18)						
(19)						
(20)						
(21)		連動機構用予備電源				
(22)						
(23)		自動作動装置				
(24)		手動作動装置				
(25)	総合的な作動の状況					
(26)						

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第三号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検 査 結 果 図

注）各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記すること。

別添２様式（Ａ４）

関係写真

部位	番号	検査項目	検査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	検査項目	検査結果
			☐ 要是正 ☐ その他
写真貼付			特記事項

（注意）

- ① この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。